

平成28年台風第10号災害を踏まえた「岩手県国土強靱化地域計画」の見直しの概要

■ 見直しの趣旨

平成28年8月に発生した台風第10号による甚大な被害状況や県の取組内容を踏まえ、平成28年2月に策定した「岩手県国土強靱化地域計画」（計画期間：平成28年度から平成32年度までの5年間）の内容について、改めて検討し、見直しを行ったもの。

▶平成28年台風第10号に伴う主な被害の状況

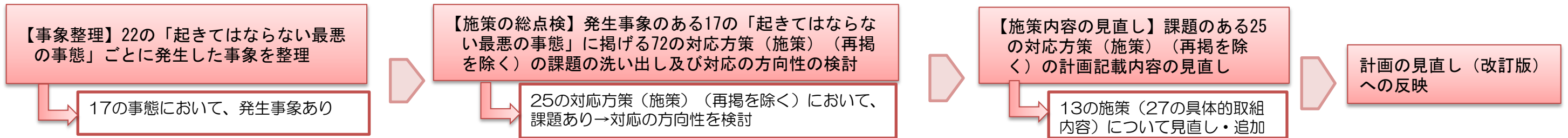
- ・人的被害：死亡21名、行方不明2名、軽傷4名
- ・住家被害：全壊489棟、半壊2,218棟、一部損壊88棟、床上浸水103棟、床下浸水1,374棟
- ・非住家被害：全壊621棟、半壊2,002棟
- ・被害総額：1,440億5,505万円（土木施設等802億8,001万円、農林水産関係335億5,545万円、商工関係・観光施設等247億2,499万円 など）

■ 見直しの手順

岩手県防災会議における「平成28年台風第10号災害を踏まえた新たな風水害に対応した防災体制の整備」に伴う「岩手県地域防災計画」の見直し内容も踏まえ、改めて「岩手県国土強靱化地域計画」の各分野について、全庁的な検討を行い、有識者の意見[※]を踏まえ、見直し作業を行ったもの。

▶「平成28年台風第10号災害を踏まえた新たな風水害に対応した防災体制の整備」に伴う「岩手県地域防災計画」の見直しのポイント

市町村における全庁的な体制への移行や要配慮者利用施設等への情報伝達体制の強化、支援チームをはじめとした県や関係機関による支援体制の強化、水位周知河川の指定の推進 等



■ 主な見直し内容

○ 13の対応方策（施策）の見直し・追加内容（下線部は「岩手県地域防災計画」の見直し内容を反映）

- 1) 行政機能・情報通信分野（3施策）：（内容追加）市町村の体制整備促進、道路通行規制等の情報提供推進、県庁舎の浸水対策 等
（目標年次前倒し）該当全市町村の洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準策定目標年次を前倒し（H32→H31）
- 2) 住宅・都市分野（1施策）：（内容追加）下水道施設の浸水対策 等
- 3) 保健医療・福祉分野（1施策）：（内容追加）要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化及び避難行動の支援 等
- 4) 産業分野（3施策）：（内容追加）救援物資受入れや輸送に係る協定締結団体との定期的な協議の実施、緊急運送業務に係る情報伝達方法等の確認、停電発生時の早期復旧に備えた関係機関との連携強化 等
- 5) 国土保全・交通分野（5施策）：（内容追加）新たに設置した「洪水減災対策協議会」における水害被害の軽減を図る具体的な取組の推進、河川内の立木伐採及び堆積土砂除去、要配慮者利用施設立地箇所の土砂災害警戒区域指定の優先実施、緊急輸送道路の見直し、第3セクター鉄道への復旧支援

○ 資料編に掲載している「起きてはならない最悪の事態の様相（例示）」に、平成28年台風第10号により発生した様相を追加

■ 市町村の取組支援

県全体の強靱化のためには、市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、県と連携を図りながら、計画に基づく取組が進められることが重要であることから、今後も、県の計画策定や取組の実績を活かし、国とも十分に連携の上、市町村における計画策定が進むよう、積極的な支援を行っていく。

※：有識者の意見

「岩手県国土強靱化地域計画推進アドバイザー会議」委員（7名）から、個別に意見聴取を実施【5/11～18】

発生した事象がある17の「起きてはならない最悪の事態」

施策の主な見直し内容

平成28年台風第10号

| 目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|----------------------------|--|
| 1 人命の保護を最大限図る | 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動等を迅速に行う | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 行政機能を維持する | 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない | 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 |
| | 4-2 食料等の安定供給の停滞 |
| 5 ライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る | 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 |
| | 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止 |
| | 5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 6 制御不能な二次災害を発生させない | 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する | 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

▼施策の総点検…72の施策について、課題の洗い出しと対応の方向性の検討

1) 行政機能・情報通信分野 (3 施策)

《避難体制整備》

- 「防災体制の強化及び避難行動の周知」を新規追加し、下記取組を追加
 - ・市町村が全庁をあげて役割分担する防災体制が構築できるよう、モデルケースを策定するなど、市町村の体制整備を促進
 - ・災害時にとるべき避難行動について、県広報誌等による住民への周知を実施
 - 該当全市町村の洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準策定目標年次をH32→H31に前倒し
- 《災害に備えた道路交通環境の整備》
- 災害発生時における円滑な運行確保を図る「道路通行規制等の情報提供」の推進を新規追加
- 《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》
- 「県庁舎の強化」に、浸水対策として、下記取組を追加
 - ・浸水時の土嚢や排水ポンプ等を用いた応急対策を推進
 - ・大規模改修時に上層階への電気室及び機械室の移設等を検討

2) 住宅・都市分野 (1 施策)

《下水道施設の防災機能の強化←下水道施設の老朽化対策から施策名変更》

- 「下水道施設の浸水対策」として、改築時の対策や市町村への助言実施を新規追加
- 災害時においても下水の溢水を防止するため「BCPに基づく応急対策訓練等の実施」を新規追加

3) 保健医療・福祉分野 (1 施策)

《要配慮者等への支援》

- 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における「防災体制の強化」及び「避難行動の支援」を新規追加し、下記取組を追加
 - ・要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対し、立地条件等の情報提供を実施
 - ・非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言、特徴に応じたマニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供を実施
 - ・地域と連携した避難訓練等に対する支援及び協力、住民に対する福祉避難所の設置目的の周知を実施

4) 産業分野 (3 施策)

《物流機能の維持・確保》

- 「協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送」に、協定締結団体との定期的な協議の実施や緊急輸送業務に係る情報伝達方法等の確認を追加
- 《建設業の担い手の育成・確保》
- 建設現場における生産性向上や担い手の育成及び確保に係る「ICT技術の活用等の推進」を新規追加
- 《電力系統の接続制約の改善等》
- 長期の停電発生時における電力供給の早期復旧に備えるため、「停電発生時の早期復旧に備えた関係機関との連携強化」を新規追加

5) 国土保全・交通分野 (5 施策)

《住民等への情報伝達の強化》

- 国、県及び市町村で構成する「洪水減災対策協議会」を設置し、水害による被害の軽減を図る具体的な取組を推進する「水害に関する情報提供等の強化」を新規追加
- 《警戒避難体制の整備》
- 「要配慮者利用施設における警戒避難体制の強化」として、要配慮者利用施設立地箇所の土砂災害警戒区域指定の優先実施を新規追加
- 《河川改修等の治水対策》
- 洪水災害に対する安全度を維持するため、河川内の「立木伐採と堆積土砂の除去」を新規追加
- 《道路施設の整備等》
- 「災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築」に、緊急輸送道路の見直しを追加
 - 高規格幹線道路供用率目標値を74.9% (H32) →85.1% (H32) に更新
- 《鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備》
- 「被災鉄道施設の復旧に対する支援」として、第3セクター鉄道に対する速やかな復旧を図るための必要な支援の実施を新規追加